参考資料１

恵庭市
Eniwa City

（見直し案）

恵庭市自転車活用推進計画

（自転車ネットワーク計画）

Bicycle　promotion utilization plan

2022 年 4 月
（令和 6 年 3 月　部分改訂）

目次

第1章　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1-1　計画の策定趣旨

1-2　計画対象区域の設定

1-3　計画の位置づけ

1-4　計画の期間

1-5　計画策定の検討体制

第2章　現状及び課題、計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2-1　現状分析及び課題整理

2-2　計画目標の設定

第3章　施策体系と施策展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

3-1　施策体系

3-2　施策展開

第4章　計画の推進にむけて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

4-1　計画の推進に向けた基本的な考え方

4-2　計画の推進体制

4-3　法令等の動向に合わせた計画の見直し

第1章　基本方針

１－１　計画の策定趣旨

わが国では，これまで，「自転車道の整備等に関する法律」（昭和45年法律第16号）や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号）に基づき，大規模自転車道の整備，交通事故対策，放置自転車対策等が推進されてきました。

このような中，自転車の活用による環境負荷の低減，災害時における交通機能の維持，国民の健康増進を図ることなど新たな課題に対応するため，交通の安全の確保を図りながら，自転車の利用を増進し，交通における自動車への依存を低減することによって，公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）が平成29年5月に施行されました。その後，同法第9条に基づき，自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」（以下，「国の推進計画」という。）が，平成30年6月に閣議決定されました。

また，同法第10条及び第11条において，都道府県及び市町村は，国の推進計画を勘案し，地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（都道府県又は市町村自転車活用推進計画）を定めるよう努めなければならない旨が記されているところです。

こうした中、北海道では、自転車の活用及び安全な利用に関する施策を総合的に推進するため、平成30年４月１日に「北海道自転車条例」*2（以下「条例」といいます。）を施行し、国の推進計画策定を契機として，自転車の走行環境を整えるまちづくり，スポーツと健康の増進における自転車の活用，サイクルツーリズムの推進及び自転車の交通安全等について，総合的に推進し，豊かで活力ある地域づくりに向けて取り組む「北海道自転車利活用推進計画」を平成31年3月に策定しており，本市においても，北海道自転車利活用推進計画を基本として，「恵庭市自転車活用推進計画」（以下，「本計画」という。）を策定するものです。

１－２　計画対象区域の設定

本計画の対象地域は、恵庭市全域とします。

図 1-1　計画対象区域

-

１－３　計画の位置づけ

本計画は，「北海道自転車利活用推進計画」を基本として，自転車の活用を市全体で総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するものです。

なお，自転車の特性に応じて，「まちづくり・環境」，「スポーツ・健康」，「観光」，「安全・安心」の４つの分野について，計画を策定します。

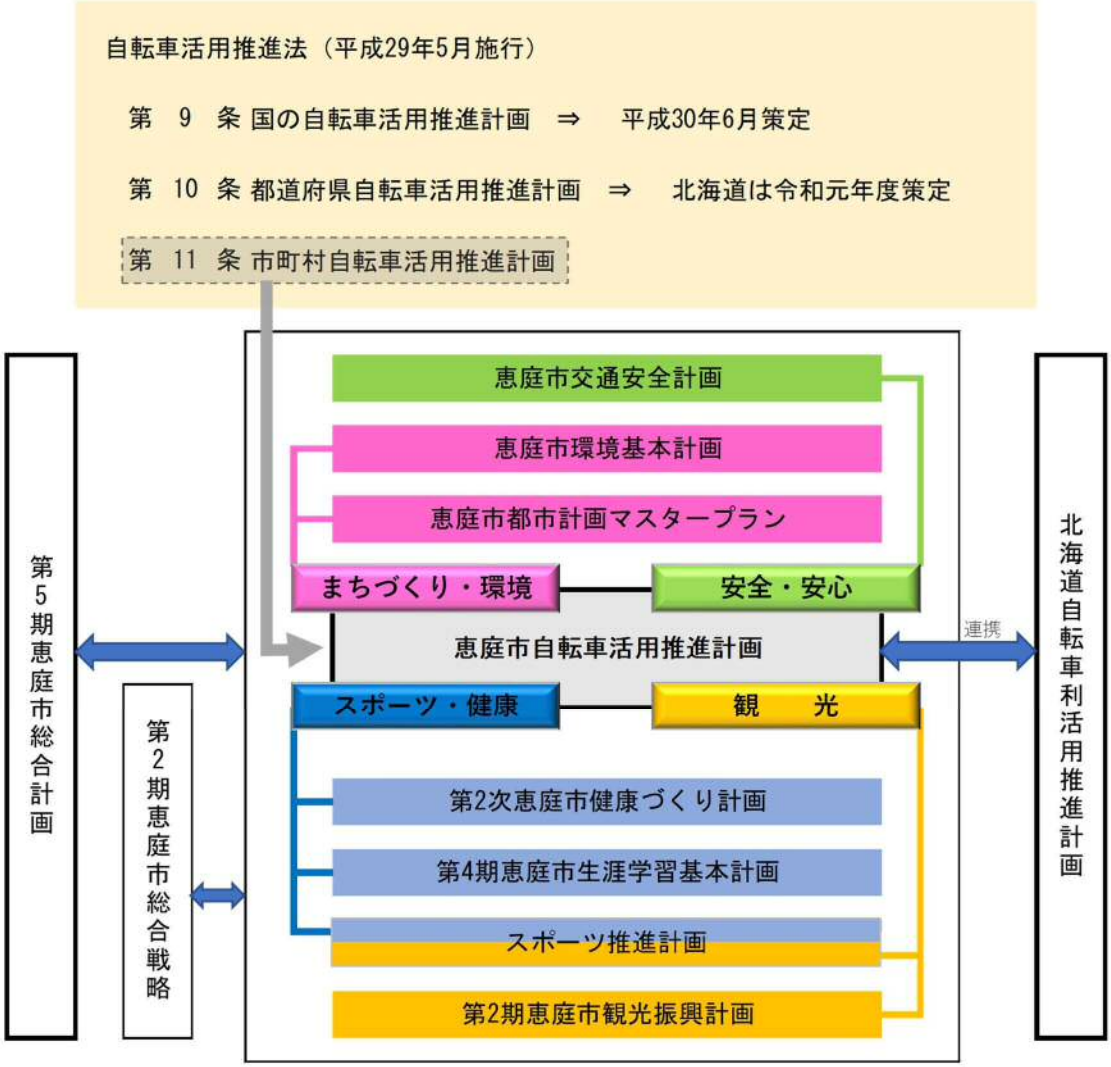

図 1-2　本計画の位置づけ

-

１－４　計画の期間

本計画は，計画期間を10年間とし、計画目標年次を令和12年度とします。なお、上位関連計画の見直しや社会経済情勢の変化等により、修正する必要がある場合は適宜見直します。

１－５　計画策定の検討体制

市、関連する国・道・市の道路管理者及び河川管理者、市が必要と認めた方々（ 学識経験を有する者、警察、関連団体、市民） で構成された「恵庭市自転車活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、恵庭市の自転車交通を取り巻く現状を共有した上で検討いたします。

-

第2章　現状の課題、計画の目標

２－１　現状分析及び課題整理

（１）現状分析

１）自転車保有台数

国内の自転車保有台数は増加を続けており、特にスポーツ車が増加傾向にあります。

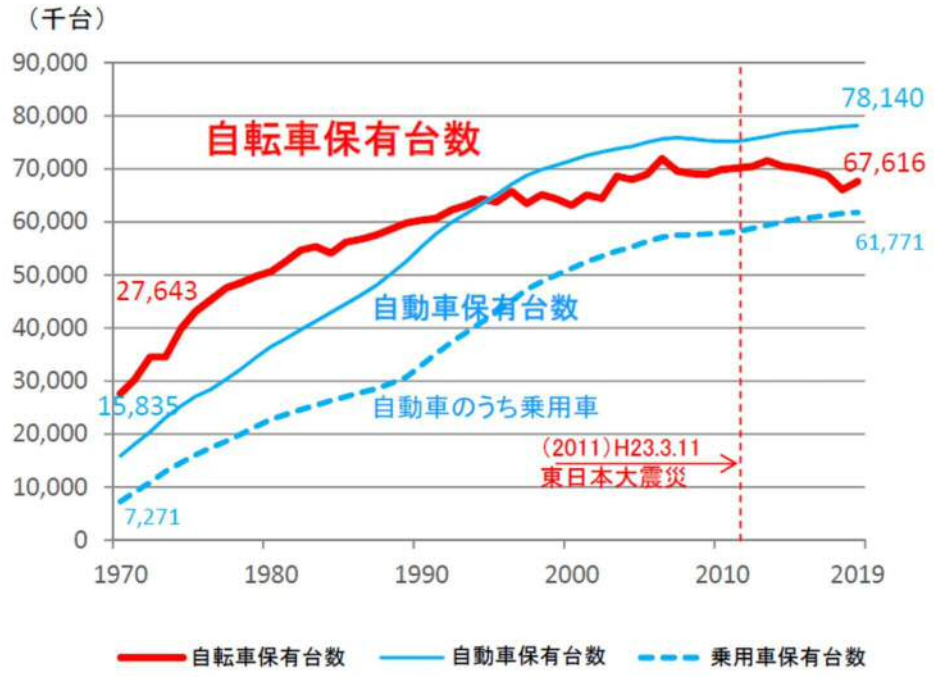

図 2-1　自転車・自動車・乗用車保有台数

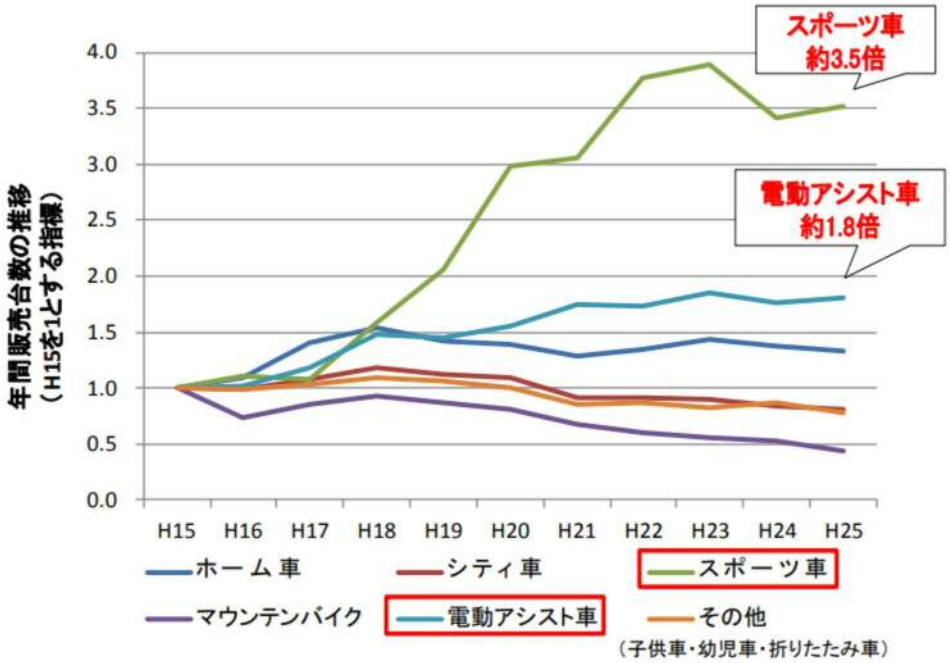

図 2-2　年間販売台数の推移

〈資料〉(社)自転車協会、(財)自転車産業振興協会、(財)自動車検査登録情報協会

-

2）サイクリングイベントの実施状況

各年代でサイクリング実施率の割合が増加し、イベント参加者数も実施率の割合の増加に伴って、増加傾向にあります。

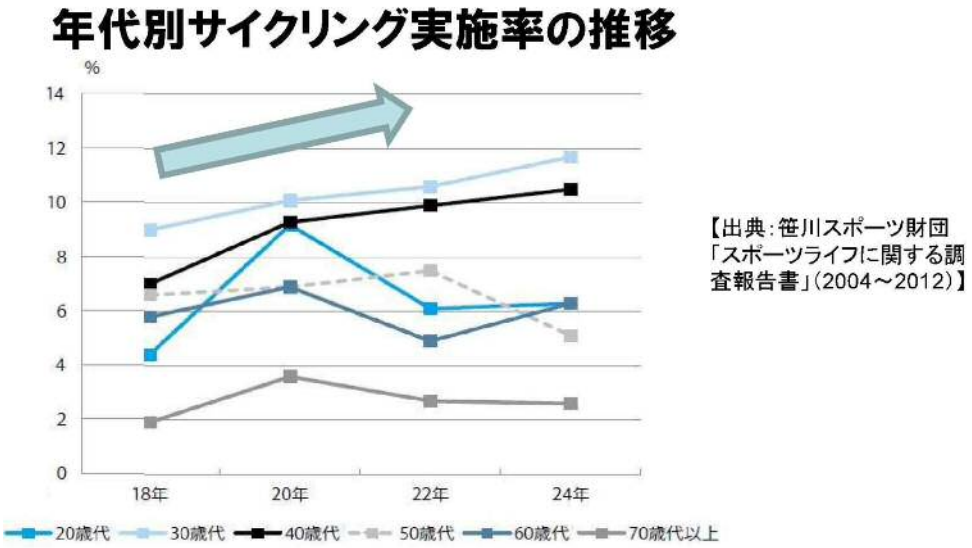

図 2-3　年代別サイクリング実施率の推移

3）自転車利用目的

自転車の利用目的別トリップ数は、近隣の市町村と比べ、私用による利用がやや多くなっています。また、続いて通学・帰宅が多く、市内の中学校、高校、各種専門学校、大学等での通学で利用されています。

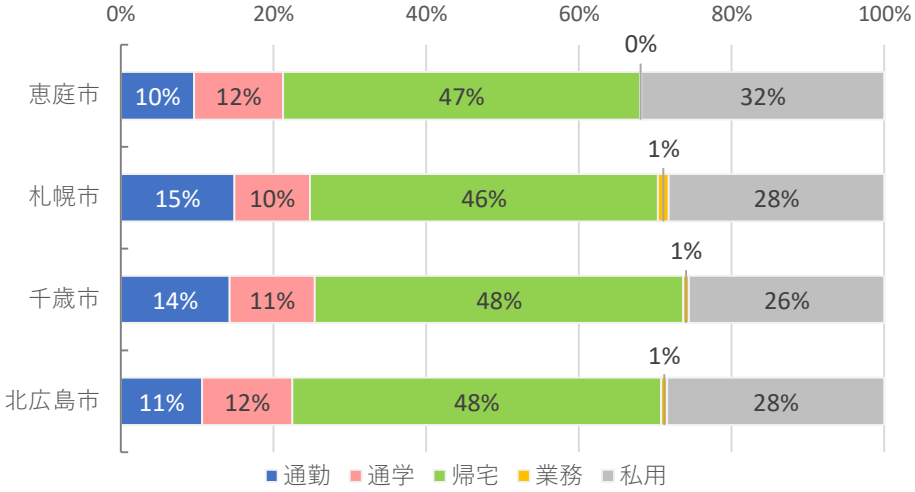

図 2-4　自転車利用目的

〈資料〉H18道央都市圏PT調査

4）交通分担

通勤通学時の自転車利用率については、8.9%と近隣自治体と比べると高くなっており（札幌市と同程度）、その中でも市内に通勤通学する人の15%が自転車を利用している。

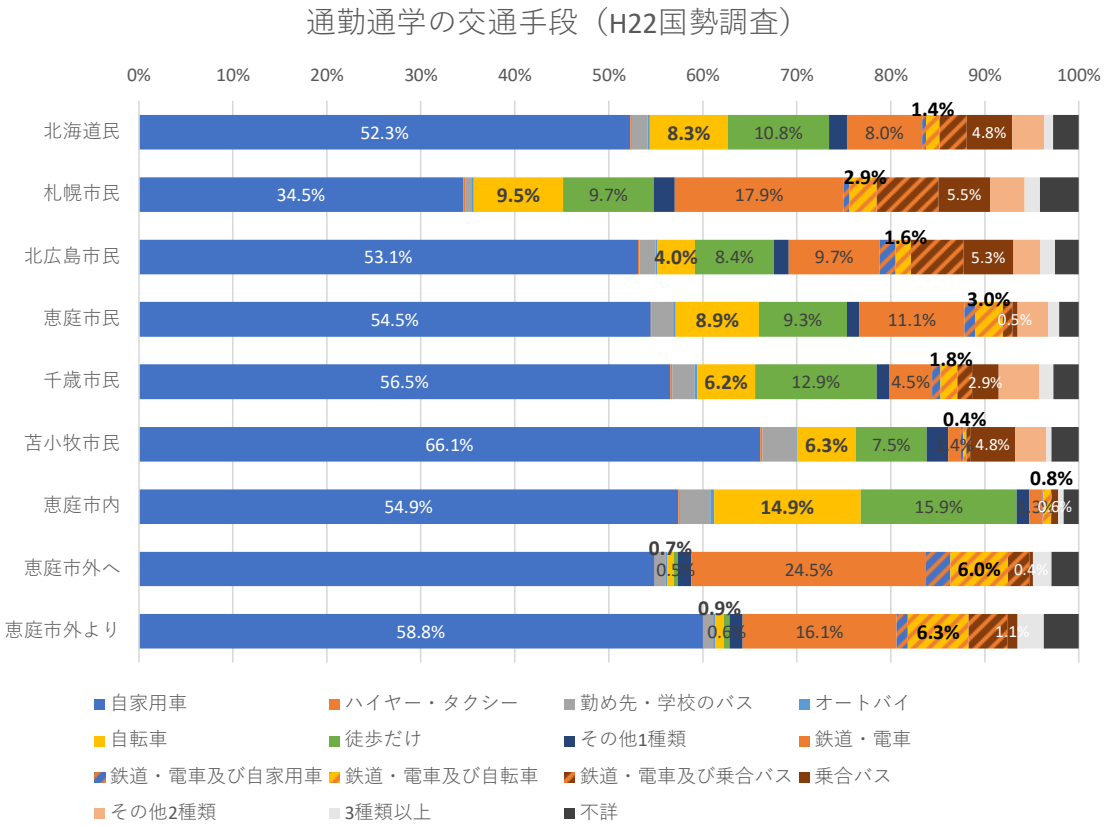

図 2-5　通勤通学の交通手段（H22 国勢調査）

〈資料〉H22国勢調査

5）自転車関連事故

恵庭市の事故総数は120件、自転車関連の事故は、市街地で多く発生しており、自転車対車両は11件になっています。

表 2-1　恵庭市自転車関連の事故

年次	総数	人対車両	自転車対車両	車両相互				単独車両
				正面衝突	追突	出会い頭	その他	
H27	99	4	13	3	33	26	19	1
H28	105	9	17	4	39	23	11	2
H29	101	13	10	1	34	21	20	2
H30	81	6	8	－	29	24	14	－
R1	120	14	11（ 8）	－	49	27	17	1
R2			11（10）					

〈資料〉恵庭市統計書（令和２年度版）千歳警察署資料

※（）内は令和元年度、令和2年度　市街化区域内の消防出動状況

-

６）恵庭市の観光入込状況

近年観光入込客数は横ばいで、約139万人（道外客約22万人、道内客約116万人）※１となっており内日帰り客は約138万人、宿泊客は約0.4万人となっています。また、訪日外国人観光宿泊客は約67千人※2です。

表 2-2　観光入込客数の推移（※１）恵庭市統計書（令和２年度版）

年度（平成）	合計	道外客	道内客	日帰り客	宿泊客	宿泊客延数	前年度比
26	1,333	217	1,115	1,326	7	11	102
27	1,355	227	1,128	1,349	6	10	102
28	1,268	206	1,061	1,262	5	9	94
29	1,351	213	1,138	1,347	4	7	106
30	1,357	213	1,144	1,348	4	62	100
令和元年	1,391	226	1,165	1,387	4	7	103

〈資料〉北海道観光入込客数調査　　（単位：千人、%）

表 2-3　訪日外国人観光宿泊数の推移（※２）恵庭市統計書（令和２年度版）

年度（平成）	宿泊客	前年度比	宿泊客延数	前年度比
26	85	121	179	69
27	170	200	935	522
28	199	117	279	30
29	58	30	127	45
30	103	178	157	124
令和元年	67	65	117	75

〈資料〉経済部花と緑・観光課　　（単位：千人、%）

7）恵庭市のサイクリングイベントの状況

恵庭市内では平成23年度から毎年自転車イベントが実施されています。

〖えにわ自転車散歩〗

・札幌恵庭自転車道の周知及び整備促進を図る。

・「えにわ」の魅力を五感で体感して、風やにおい、風景や営みを感じ、まだ知らない「えにわ」を再発見するもの。

表 2-4　恵庭市のサイクリングイベントの状況(H23～27)

実施年	ビギナー	ノーマル	ラージ	参加者計	フォーラム	備考
H23	15km 47人	25km 0人		47名	64名	
H24夏		35km 34人	65km 34人	68名	不明	
H24秋		55km 47人	100km 64人	111人	24名	
H25夏	23km 24人	44km 63人	75km 85人	172人	－	
H25秋		54km 110人	90km 77人	187人	－	
H26	23km 9人	55km 83人	90km 80人	172人	－	市内31名 市外141名
H27		56km 78人	85km 103人	181人	－	市内41名 市外140名

図 2-6　恵庭の風景「恵庭岳と自転車」

図 2-7　えにわ自転車散歩　スタート風景

〖サイクルフェスタ・恵庭〗

・幅広い自転車利用者を中心とし、マチの魅力や機能の活用・再発見、さらには健康指向など幅広いニーズや趣向を兼ね備えた自転車イベント

・「サイクルフェスタ・恵庭」を通し、生活演出の道具としての自転車利用促進と「歩いて暮らせるまちづくり～CO2削減」を目指し、地域の活性化を図る。

表 2-5　恵庭市のサイクリングイベントの状況(H28～R3)

実施年	ママチャリ	街ぶら	ロング	参加者計	フォーラム	備考
H28		35km 44人	70km 99人	143人	－	市内25名 市外118名
H29	22km 23人	35km 56人	70km 117人	196人	－	市内34名 市外162名
H30	22km 33人	35km 62人	70km 126人	221人	－	市内41名 市外180名
H31/R1	22km 30人	35km 114人	73km 123人	256人	－	市内45名 市外211名
R2						コロナにより 中止
R3	スマートフォンを利用した期間イベントに変更し試行的に実施 参加者178名中、完走者103名（従前のロングの距離と同程度）					申込者 市内55名 市外134名

図 2-8　サイクルフェスタ・恵庭 2019　写真

（２）課題の整理

現状及び近年の社会情勢から以下の課題を想定した。

①自転車が一定数、通学・通勤に利用されており、利用環境の向上や更なる利用促進が必要

②少子高齢化社会を迎え健康促進が必要

③市内外からの利用に対応する自転車通行環境の充実が必要

④「自転車対車両事故」は減少傾向にあるが、コロナ禍及び健康志向から自転車利用者が増加傾向にあり、自転車の安全利用やマナーに関する様々な啓発活動が必要

⑤参加者が増加傾向にあるサイクリングイベントなどを活かした市の観光入込の更なる拡大

２－２　計画目標の設定

計画目標の設定および施策について、前項の課題を踏まえた上で、国の自転車活用推進計画を参考に以下の通りに設定しました。

表 2-6　計画目標の設定および施策

目標	施策
１　自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	1. 自転車通行空間の計画的な整備推進 2. シェアサイクルの導入検討 3. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進 4. まちづくりと連携した総合的な取組の実施
２　サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	1. 自転車を活用した健康づくりの推進 2. 自転車通勤等の促進
３　サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現	1. 世界に誇るサイクリング環境の創出
４　自転車事故のない安全で安心な社会の実現	1. 自転車の点検整備の促進 2. 自転車の安全利用の促進 3. 学校における交通安全教育の推進

-

第3章　施策体系と施策展開

３－１　施策体系

本計画における施策体系を表3-1 に示します。

恵庭市の現状・課題を考慮して、自転車活用推進計画の施策から恵庭市の現状をとらえ以下のとおり設定しました。

表 3-1　施策の体系

目標１　自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	
	施策１　自転車通行空間の計画的な整備推進
	①自転車ネットワークの構築
	②自転車通行空間の整備
	③自転車マップの作成
	④自転車利用促進に関する広報啓発
	施策２　シェアサイクルの普及促進
	①シェアサイクルの普及促進
	施策３　地域ニーズに応じた駐輪場の整備推進
	①ニーズに対応した駐輪場の整備
	施策４　まちづくりと連携した総合的な取組の実施
	①まちづくりと連携した自転車施策の推進
目標２　サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	
	施策１　自転車を活用した健康づくりの推進
	①健康増進と連携した観光事業の促進
	施策２　自転車通勤等の推進
	①自転車通勤の広報啓発
目標３　サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現	
	施策１　世界に誇るサイクリング環境の創出
	①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備
	②広域的なサイクリングロードの整備
	③サイクリスト受入れサービスの充実の要請
目標４　自転車事故のない安全で安心な社会の実現	
	施策１　自転車の点検整備の促進
	①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発
	施策２　自転車の安全利用の促進
	①自転車安全利用五原則の活用等による通行ルールの周知
	②交通安全意識の向上を図る広報活動
	③ヘルメット着用の広報啓発
	④地域交通安全活動推進委員会等による指導啓発活動の推進
	施策３　学校における交通安全教育の推進
	①交通安全教室の開催
	②通学路周辺の安全点検の実施

-

３－２　施策展開

目標１　自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策１　自転車通行空間の計画的な整備推進

歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

①自転車ネットワークの構築

〖現状と課題〗

・市内外を広域的に結ぶ、自転車ネットワークが形成されていない。

〖取組〗

・自転車ネットワーク形成のため、市内外を結ぶ自転車ネットワークを構築する。

・自転車ネットワーク計画は、以下の主な取り組みで進める。

◎市内外を広域的に結ぶネットワーク

・札幌恵庭自転車道の計画及び石狩川流域圏ルート

◎市内におけるネットワーク

・利便性向上と利用促進のため自転車マップを作成し、市内における自転車ネットワークを構築する。

・自転車マップには、地域情報等自転車利用に必要な施設を記載する。

・また、これら施設をつなぐ幅員の広い幹線道路を記載し、ネットワーク形成の一つとする。

◎札幌恵庭自転車道の利活用方策

・花や緑などの景観づくり、マラソン・ウォーキング大会などのイベント利用、花の拠点「はなふる」など既存施設との連携等を図る。

〖スケジュール〗

・札幌恵庭自転車道は令和２年度より「道道島松千歳線・漁川築堤」から「道と川の駅花ロードえにわ」区間の工事に着手、順次、整備を進めてきたところ（写真-1）。また、道道江別恵庭線から道の駅については、令和５年度にルートを決定し、順次整備を進める。（図3-1）

・石狩川流域圏ルート（サイクリングマップ）を、令和４年度作成済み。

・市内の自転車ネットワークを構成する自転車マップの作成は、令和３年度より着手する。

・札幌恵庭自転車の利活用については、事業の進捗に合わせて関係者と協議・検討・実施する。（写真-2）

写真-1　札幌恵庭自転車道 恵庭工区

写真-2　整備イメージ

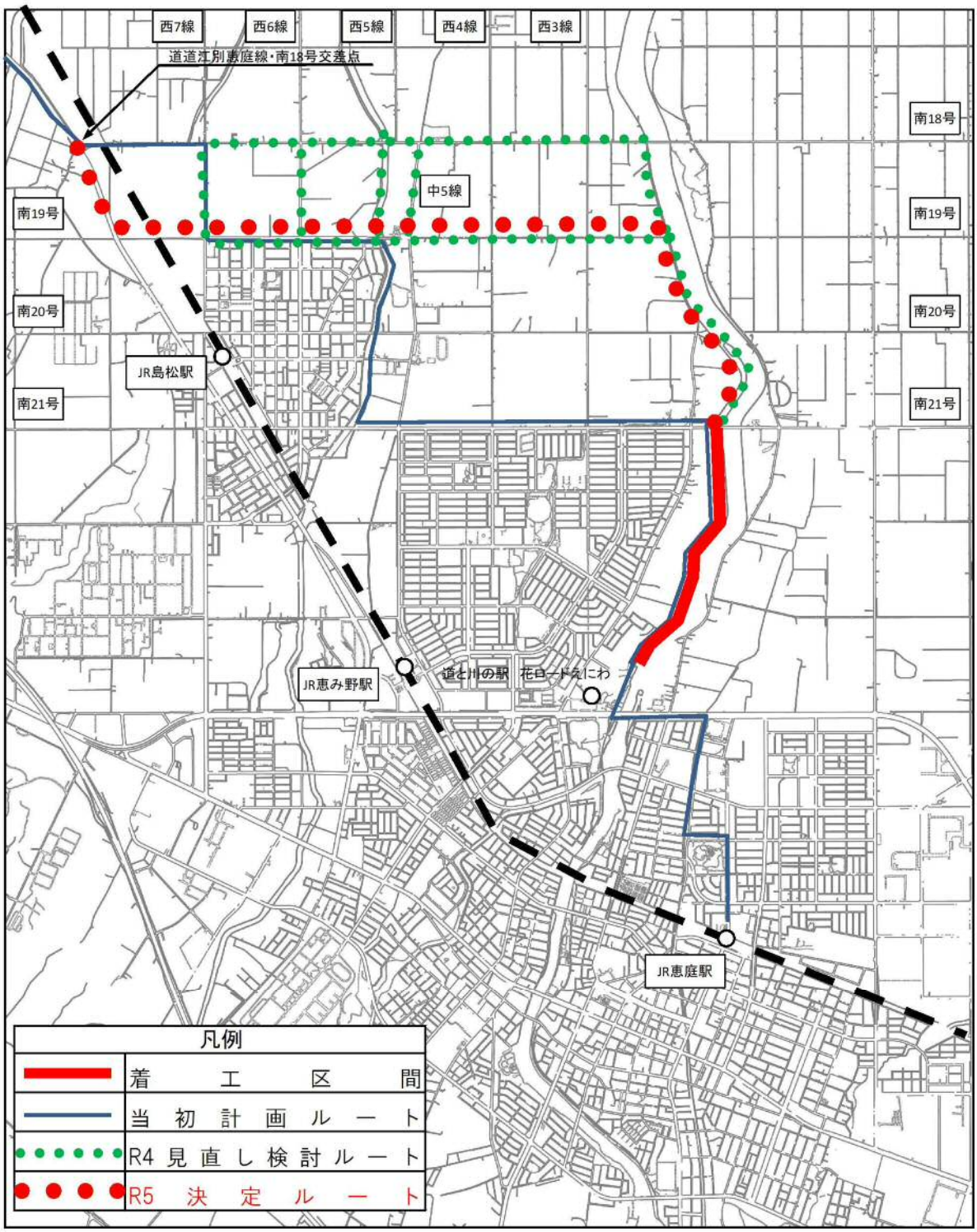

図 3-1　札幌恵庭自転車道恵庭工区ルート計画図

②自転車通行空間の整備

〖現状と課題〗

・市内外を広域的に結ぶ自転車ネットワーク形成のための、自転車通行空間の整備が必要である。

〖取組〗

・近隣の自治体と恵庭市を結ぶ自転車通行空間（新たなサイクリングコース）として、札幌恵庭自転車道線の計画の推進、石狩川流域圏ルート（サイクリングマップ）の作成・広報を進める。

・市内における自転車通行空間として、今後作成する自転車ネットワーク（自転車マップ）を基本に、取り組む。

・自転車通行空間は、自転車専用道にかかわらず、地域の意見や周辺環境を踏まえながら既存道路の利活用と共に、部分的な道路改良や標識等により、自転通行空間の充実を図る。

〖スケジュール〗

・札幌恵庭自転車道は令和２年度より「道道島松千歳線・漁川築堤」から「道と川の駅花ロードえにわ」区間の工事に着手、順次、整備を進める。（再掲）

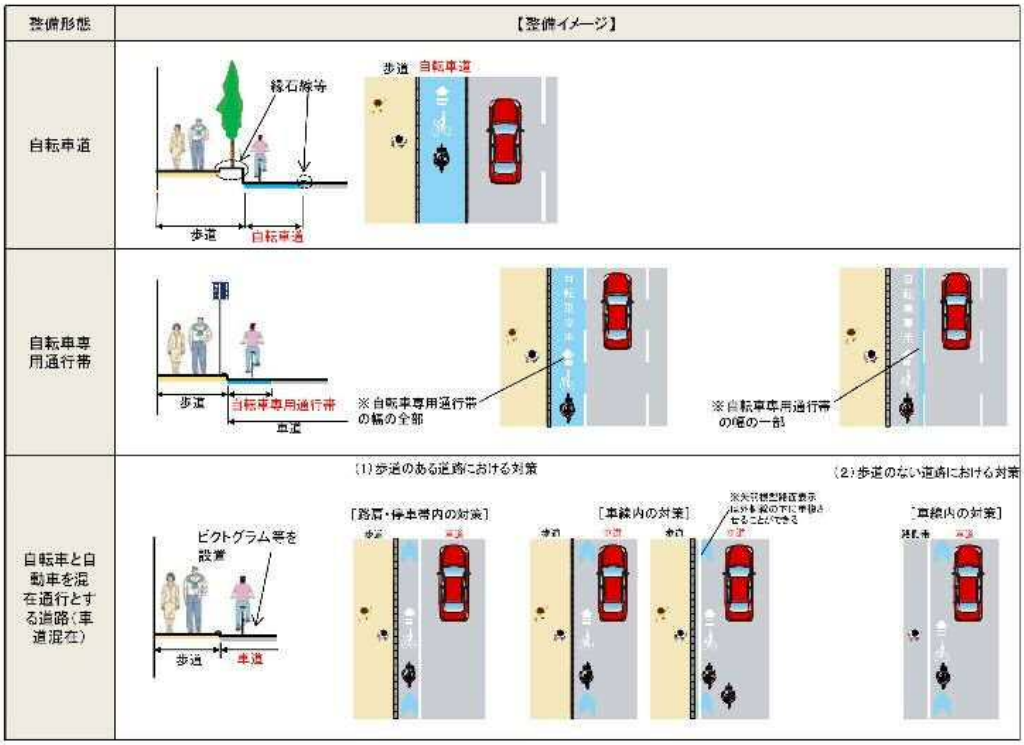

〈出典〉安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

図 3-2　自転車通行空間の整備イメージ

③自転車マップの作成

〖現状と課題〗

・自転車ネットワークを構成し、自転車利用者のため利便性向上、拡大につながる市内自転車マップの充実が必要である。

〖取組〗

・自転車利用者のニーズに対応した自転車マップの作成

・自転車マップには、利用者が必要とする地域情報、駐輪場やスタンド、メンテナンス等機能、休憩・飲食等利用可能店舗、観光・歴史等機能を備えた施設を明記する。

〖スケジュール〗

・利用可能店舗等の調査、意向の把握及び自転車ラック、空気入れ等の備品類の提供等検討する。

・概ね 5 年以内に自転車マップを作成する。

④自転車利用促進に関する広報啓発

〖現状と課題〗

・市内において、自動車を利用した通勤、買い物等が多く見られる。

〖取組〗

・自転車利用促進に関する広報啓発活動を実施する。

・マイカー等からの自転車への転換によるCO_2 の削減効果の把握等をふまえ、自転車利用による様々なメリットを伝えることで、自転車の利用促進に関する広報啓発活動を実施する。

・民間企業等と連携し、自転車通勤の推進を行う。

・市民に対して買い物等には自転車利用を啓発する。

〖スケジュール〗

・計画策定時より適宜実施する。

施策２　シェアサイクルの普及促進

シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。

①シェアサイクルの導入検討

〖現状と課題〗

・現在、恵庭市ではシェアサイクルを導入していない。

〖取組〗

・「はなふる」を中心にシェアサイクルの導入を検討する。

〖スケジュール〗

・令和３年度よりシェアサイクルの実証実験を実施する。

・シェアサイクルの利用状況により順次市内へ拡大する。また、利用拡大に向けた手法の検討などに取組む。

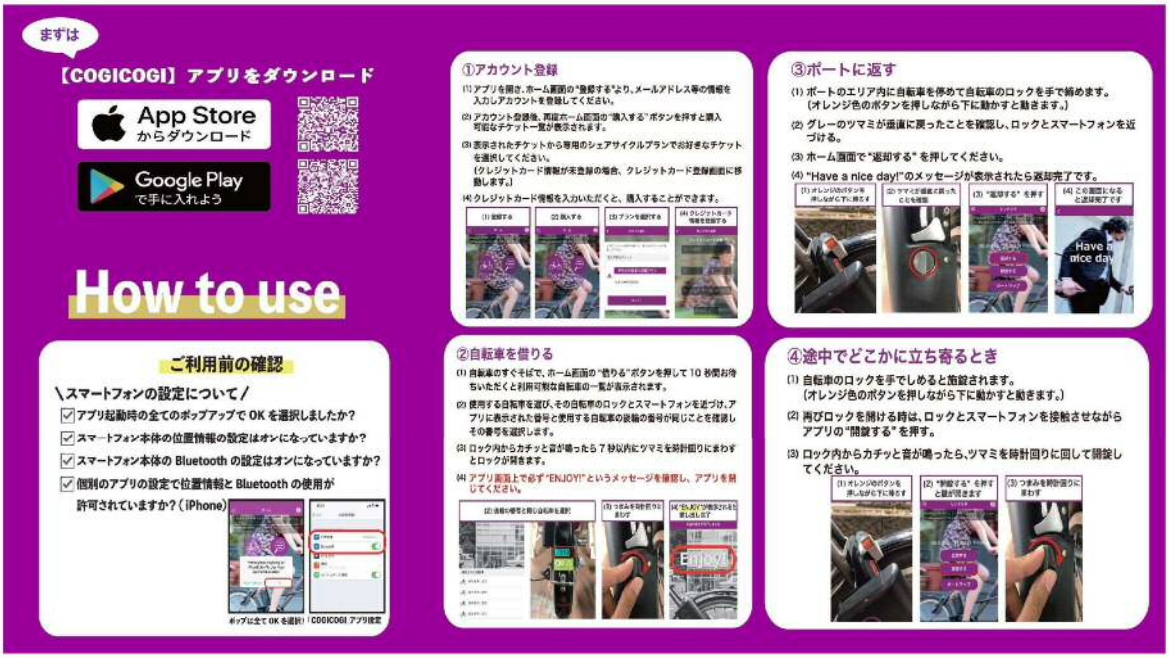

図 3-3　シェアサイクルの普及促進

施策３　地域ニーズに応じた駐輪場の整備推進

地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

①ニーズに対応した駐輪場の整備

〖現状と課題〗
・「恵庭市駐車場・駐輪場基本計画」（策定済み）に基づき駐輪場を整備済み。
・駅や公共施設周辺に不法駐輪が散見される。
・自転車放置が見受けられる。

〖取組〗
・恵庭市駐車場・駐輪場基本計画に基づき駐輪場の周知やサービス拡充を図る。
・利用者への啓発、近隣学校への駐輪場の利用方法周知を行う。
・放置自転車の現状調査を実施する。

〖スケジュール〗
・「恵庭市駐車場・駐輪場計画」（別紙１）を令和7年度に見直しする。

図 3-4　ニーズに対応した駐輪場の整備

施策４　まちづくりと連携した総合的な取組の実施

歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組を実施する。

①まちづくりと連携した自転車施策の推進

〖現状と課題〗

・自転車、歩行者、自動車等、全ての道路利用者が安全、快適に通行するために自転車通行空間の整備についてはほぼ未整備となっている。

・コンパクトシティの形成等を進める上で，環境にやさしく，身近な交通手段である自転車の利用促進が必要である。

〖取組〗

・推進計画においては、「都市計画マスタープラン」や第２期恵庭市地方創生総合戦略などまちづくりの計画との整合を図る。

・第２期恵庭市総合戦略ガーデンシティプラン（別紙２）
新ガーデンデザインプロジェクトの推進、「健康機能の付加」、「自転車活用推進計画の策定」

・都市計画マスタープラン（別紙３）
「健康増進・長寿命化」への取組みとして
札幌恵庭自転車道の計画、公共交通や自転車活用した地域間連携

〖スケジュール〗

・第２期地方創生総合戦略期間（令和６年度まで）

・都市計画マスタープラン期間（令和２２年度まで）

目標２　サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策１　自転車を活用した健康づくりの推進

国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

①健康増進と連携した観光事業の促進

〖現状と課題〗

・自転車初心者から上級者までが参加できるイベントを開催中だが、さらに参加者を拡大し、自転車利用の促進や健康促進等の周知をする必要がある。

〖取組〗

・ウオーキングとも連携しウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康と観光を連携した携帯アプリ事業の導入、広報活動を検討する。

・今後も継続して自転車イベントを開催し、市内を周遊し恵庭市の魅力再発見と自転車を利用した健康促進を図る。

・将来的に自転車初心者や親子連れまで幅広い層の参加できる携帯アプリやITを活用し市内を巡るイベントへの移行により参加者の拡大を図る。

・市民に対して買い物等には自転車利用を啓発する。（再掲）

〖スケジュール〗

・恵庭市と近隣市町村との自転車イベントの共催などを検討し、参加人数や規模の拡大を図る。

・自転車活用推進計画の周知・広報活動を適宜実施する。

・「サイクルフェスタ・恵庭」を令和3年度より携帯アプリを用いた短期間イベントに移行する。

図 3-5　「サイクルフェスタ恵庭」

施策２　自転車通勤等の推進

企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進する。

①自転車通勤の広報啓発

〔現状と課題〕

・市内の移動では公共交通機関利用より、マイカーによる移動が多い。

・シェアサイクル等自転車を気軽に利用できる環境が整っていない。

〔取組〕

・マイカー等からの自転車への転換による二酸化炭素の削減効果の把握等をふまえ、自転車利用による様々なメリットを伝えることで、自転車の利用促進に関する広報啓発を実施する。

・企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するための広報啓発を実施する。

・民間企業等と連携し、自転車通勤を推進する。（再掲）

・シェアサイクル事業導入の検討（再掲）

〔スケジュール〕

・令和３年度より周知・広報活動は適宜実施する。（再掲）

・シェアサイクル事業の実験的導入を令和３年度より着手する。

図 3-6　自転車通勤の広報啓発

目標３　サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

施策１　世界に誇るサイクリング環境の創出

官民が連携した走行環境の整備や、サイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備
②広域的なサイクリングロードの整備
③サイクリスト受入れサービスの充実の要請

〔現状と課題〕

・健康志向の高まりや旅行ニーズの多様化、さらにはコロナ禍における自転車利用者の増加など、国内外を問わずサイクリングへの関心が高まっており、ナショナルサイクルルートの指定など、全国各地でサイクルツーリズムの取り組みが活発化している。
・今後、これらの動向に合わせ利用者の期待に沿う環境整備、走行環境、受け入れ環境、ルート沿線の魅力づくりなどに取り組み、ハード・ソフト両面からサイクリング環境創出を目指す必要がある。
・さらに、この結果として、観光のまちづくりや地域経済への寄与につなげることが課題である。

〖取組〗

①札幌恵庭自転車道の計画の推進、石狩川流域圏ルートの作成推進（再掲）
②自転車利用者が求める地域情報など記載した自転車マップ類の作成（再掲）。将来的にはアプリを開発し、携帯電話等による利用可能な情報手段の整備を検討する。
③地域情報や必要機等能を備えた市内施設の数か所をサイクル拠点として選定し、自転車マップ等への掲載、必要機器類の整備促進など協力を求め、受け入れサービスの充実、環境整備を図る。
④自転車ネットワークを構成する道路サインや小規模等改良など自転車通行走行空間の充実を図る。（再掲）
⑤シェアサイクル事業のモデル的導入（再掲）

〖スケジュール〗

①札幌恵庭自転車道は、すでに令和２年度より着工。今後一層の事業の進捗推進のため、一部ルート見直し等を進める。（再掲）
②令和３年度より、マップ類作成着手、アプリ検討着手（再掲）
③シェアサイクルのモデル的導入は令和３年度より着手。今後の利用状況等により、利用地域の拡大、本格的着手へ移行（再掲）

図 3-7　サイクリング環境の創出

-

目標４　自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策１　自転車の点検整備の促進

自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

〖現状と課題〗

・道路交通法の基準に満たない規格外自転車が購入可能になっており、消費者や自転車販売店への安全性の高い製品についての呼びかけ等が求められている。

〖取組〗

・交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。

・安全に自転車を利用するために、自転車販売店や市HP・広報誌での呼びかけなど、自転車の点検整備を促す広報啓発を実施する。

〖スケジュール〗

・計画策定時より周知・広報活動は適宜実施する。

【参考】

自転車に貼付してあるマークの意義とは？

自転車の安全基準として「自転車マーク」があります。自転車マークとは、自転車の安全性を保証するとともに、製品に対する責任を明確にするもの。さらに製造上のトラブルで事故が起こった場合、製品の補償や賠償措置が受けられるという、保険的な役割もあります。

自転車マークの中で、シティ車に深い関わりのあるものは、主にBAAマーク、SGマーク、JISマークの3つです。いずれもメーカー出荷時に貼られるものです。TSマークは自転車安全整備士や自転車技士によって点検・整備したときに貼り付けられるもので、傷害保険と賠償責任保険が1年間付いています。TSマークは年1回の整備・点検が最低必要条件となるため、他のマークが貼付された自転車にTSマークを加えることで、より安全性と安心は高まると考えられます。

図 3-8　自転車の点検整備の促進

-

施策２　自転車の安全利用の促進

市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用を促進する。

①自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
②交通安全意識の向上を図る広報活動
③ヘルメット着用の広報啓発
④恵庭市交通安全運動推進委員会等による指導啓発活動の推進

〔現状と課題〕
・健康志向の高まりや、環境等への配慮、コロナ禍における自転車利用者が増加しており、自転車利用者のマナーが注視されている。
・ヘルメットの着用率は年齢が上がるにしたがい低下する傾向が見られ、ヘルメットの着用の重要性など安全に利用する認知が低くなっている。

〔取組〕
・自転車の安全利用について、自転車利用者の交通安全意識の向上を図るため、全国交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、広報啓発に努める。
・通勤通学時をはじめとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。
・恵庭市交通安全運動推進委員会、ボランティア、恵庭市、関係機関・団体、地域住民等において、違反行為を防止するため、啓発活動を推進する。
・交通安全運動事業計画（次ページ）において上記広報啓発活動を行う。
・新たな取組みは、近年の手法を取り入れきめ細かく取組む
・新たな取り組みは以下のとおり、近年の手法を採り入れ、きめ細かい対応を行う。
　①自転車利用の多い層に対して、現地実態調査を行い、交通ルールの理解やマナーの実態を調査、その要因を把握する。（別紙４）
　②自転車シミュレーターを利用した安全講習会を実施し、自転車の安全な乗り方、ルールやマナーを実体験し、交通安全意識の向上を図る。（別紙５）

〔スケジュール〕
・計画策定時より周知・広報活動は適宜実施する。
・交通安全運動事業計画に基づき実施する。
・新たな取組みである現地の実態調査は、令和2年度より、最初に高校生を対象に着手する。その調査をもとに、警察、高校の生活指導担当及び交通指導員と登下校時の自転車の交通ルール・マナーについて指導する。今後は対象を拡大し継続して実施していく。
・自転車シミュレーターによる安全講習会は、令和3年度より着手し、シミュレーター搭載車両を所有する民間事業者の協力により、将来も継続し幅広く啓発を図る。

表 3-2　交通安全運動事業計画　1/2

令和3年度　　恵庭市
恵庭市交通安全運動推進委員会　　交通安全運動事業計画

【目標】
●関係団体と協力して交通安全運動を展開し、交通事故ゼロを目指す。
●交通安全思想の普及と浸透を図り、正しい交通ルールとマナーの実践と習慣付けを推進する。

○春の全国交通安全運動［4月6日（火）～4月15日（木）］

主要取組事業	期間・日時	場所	事業内容
新入学児童下校啓発 ※下校時配布は中止し、各校に配布を依頼	4/6（火） （入学式）	恵み野小学校 恵み野旭小学校	新入学児童に対して、交通ルールやマナーについての啓発チラシや文房具を配布し、交通安全意識の向上を図る。
セーフティコール	4/6（火） 17:00～17:30	道道江別恵庭線 ×市役所通	幹線道路沿道にて、「ｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝ」「ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄ着用」等と表示した旗を掲揚し、ドライバーに対し安全運転を呼びかける。
交通事故抑止市民大会	中止	市民会館大ホール	交通安全功績表彰（注1）・アトラクション等の実施。市民一人一人の安全意識高揚を目指し、皆で交通事故撲滅を誓う。
自転車安全運転指導	4/9（金） 15:20～16:00	恵庭北高校前	自転車の交通ルールについて、リーフレットによる学習と警察官等による下校時の実技指導を行う。
自転車マナー啓発	4/13（火） 15:30～16:30	恵庭駅西口・東口	自転車の運転、駐輪マナーについて、チラシ等を配りながら啓発する。
交通事故抑止 パトライト作戦	4/15（木） 17:00～18:00	国道36号 道道江別恵庭線 （4箇所）	交通量の多い箇所において、通過車両のｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝを促進するため、「交通安全のぼり」を掲げ、「赤色回転灯」を点灯する。
交通安全啓発広報	運動期間中	市内全域	広報誌へ記事を掲載。庁内放送、防災無線、横断幕、広報車両による巡回を行う。
交通安全教室	運動期間中	市内小学校	市内小学校に通う児童を対象にした交通安全教室を実施する。
通学児童街頭指導	運動期間中	児童通学路	登下校時の通学路や交差点にて、安全を確保し、児童に安全な道路の歩き方を指導する。

○夏の交通安全運動［7月13日（火）～7月22日（木）］

主要取組事業	期間・日時	場所	事業内容
セーフティコール	7/13（火） 17:00～17:30	道道江別恵庭線 ×市役所通	幹線道路沿道にて、「ｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝ」「ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄ着用」等と表示した旗を掲揚し、ドライバーに対し安全運転を呼びかける。
飲酒運転根絶の日啓発	7/13（火） 13:30～14:30	花の拠点 はなふる	飲酒運転根絶のチラシや啓発物品を配布し、はなふる来場者へ呼び掛けを行う。
高齢者交通安全講習	7/16（金） 10:00～16:00	市役所駐車場	高齢ドライバーにドライブシミュレータを操作してもらい、自身の運転技術の認識と交通安全意識の高揚を図る
交通事故抑止 パトライト作戦	7/15（木） 17:00～18:00	国道36号 道道江別恵庭線 （4箇所）	交通量の多い箇所において、通過車両のｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝを促進するため、「交通安全のぼり」を掲げ、「赤色回転灯」を点灯する。
交通安全啓発広報	運動期間中	市内全域	広報誌へ記事を掲載。庁内放送、防災無線、広報車両による巡回を行う。
交通安全教室	運動期間中	市内認定こども園・保育園・幼稚園	園児を対象にした交通安全教室を実施する。
通学児童街頭指導	運動期間中	児童通学路	登下校時の通学路や交差点にて、安全を確保し、児童に安全な道路の歩き方を指導する。
居眠り運転防止啓発 （石狩振興局主催）	８月上旬	花の拠点 はなふる	駐車場のドライバー等にポケットティッシュやチラシを配り、安全運転や居眠り運転防止を啓発する。

自転車に関すること

交通安全に関すること

-

表 3-3　交通安全運動事業計画　2/2

○秋の全国交通安全運動[9月21日(火)～9月30日(木)]

主要取組事業	期間・日時	場所	事業内容
セーフティコール	9/21(火) 17:00～17:30	道道江別恵庭線 ×市役所通	幹線道路沿道にて、「ｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝ」「ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄ着用」等と表示した旗を掲揚し、ドライバーに対し安全運転を呼びかける。
自転車安全運転街頭指導	9月上旬	恵庭南高校通学路	通学路にて自転車運転の街頭指導を行う。
高齢者交通安全講習	9/22（水） 10:00～16:00	市役所駐車場	高齢ドライバーにドライブシミュレータを操作してもらい、自身の運転技術の認識と交通安全意識の高揚を図る
高齢者交通事故防止啓発	9/24（金） 16:00～17:00	恵庭温泉 ラ・フォーレ	温泉施設において、高齢層の施設利用者に対し、高齢者事故防止チラシ、啓発物品の配布により啓発を行う。
自転車マナー啓発	9/27（月） 15:30～16:30	恵み野駅東口・西口	自転車の運転、駐輪マナーについて、チラシ等を配りながら啓発する。
交通事故抑止 パトライト作戦	9/15(水) 17:00～18:00	国道36号 道道江別恵庭線 （4箇所）	交通量の多い箇所において、通過車両のｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝを促進するため、「交通安全のぼり」を掲げ、「赤色回転灯」を点灯する。
交通安全啓発広報	運動期間中	市内全域	広報誌へ記事を掲載。庁内放送、防災無線、横断幕、広報車両による巡回を行う。
交通安全教室	運動期間中	市内認定こども園・保育園・幼稚園	園児を対象にした交通安全教室を実施する。
通学児童街頭指導	運動期間中	児童通学路	登下校時の通学路や交差点にて、安全を確保し、児童に安全な道路の歩き方を指導する。

○冬の交通安全運動[11月13日(土)～11月22日(月)]

主要取組事業	期間・日時	場所	事業内容
セーフティコール	11/15(月) 17:00～17:30	道道江別恵庭線 ×市役所通	幹線道路沿道にて、「ｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝ」「ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄ着用」等と表示した旗を掲揚し、ドライバーに対し安全運転を呼びかける。
飲酒運転根絶啓発	11/19（火） 16:00～17:00	マックスバリュ 恵庭店	大型商業施設の店舗出入り口で来店客に対して啓発物品を配り、飲酒運転根絶の街頭啓発を行う。
高齢者交通事故防止啓発	11/22（月） 16:00～17:00	えにわ温泉ほのか	温泉施設において、高齢層の施設利用者に対し、高齢者事故防止チラシ、啓発物品の配布により啓発を行う。
交通事故抑止 パトライト作戦	11/15(月) 16:00～17:00	国道36号 道道江別恵庭線 （4箇所）	交通量の多い箇所において、通過車両のｽﾋﾟｰﾄﾞﾀﾞｳﾝを促進するため、「交通安全のぼり」を掲げ、「赤色回転灯」を点灯する。
交通安全啓発広報	運動期間中	市内全域	広報誌へ記事を掲載。庁内放送、防災無線、広報車両による巡回を行う。
交通安全教室	運動期間中	市内認定こども園・保育園・幼稚園	園児を対象にした交通安全教室を実施する。
通学児童街頭指導	運動期間中	児童通学路	登下校時の通学路や交差点にて、安全を確保し、児童に安全な道路の歩き方を指導する。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、事業を中止又は延期する可能性があります。
注1）交通安全功労者への表彰状の交付は個別に対応いたします。

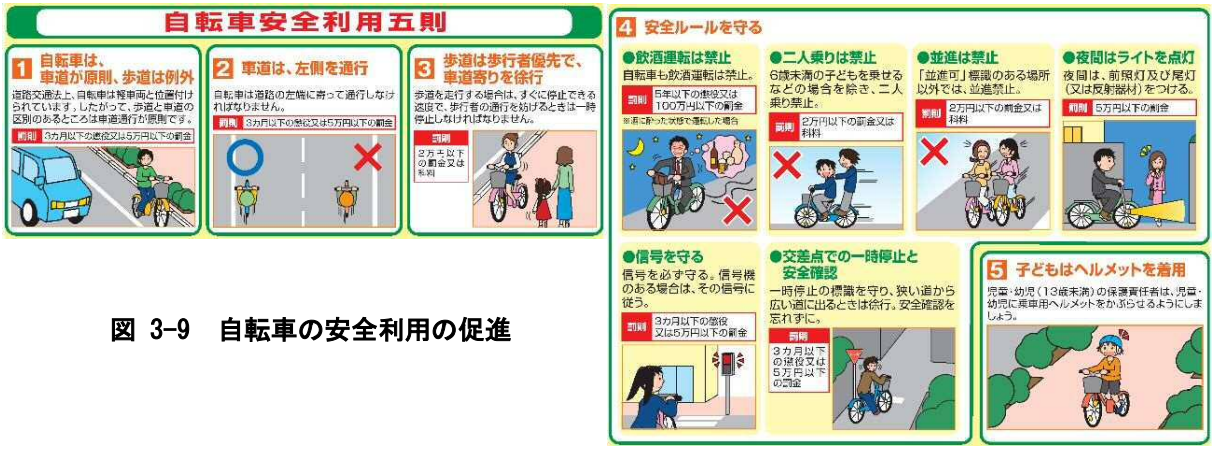

図 3-9　自転車の安全利用の促進

施策３　学校における交通安全教育の推進

自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進する。

①交通安全教室の開催

②通学路周辺の安全点検の実施

〖現状と課題〗

・ヘルメットの着用率は年齢が上がるにしたがい低下する傾向が見られ、ヘルメットの着用の重要性など安全に利用する認知が低くなっている。

〖取組〗

・自転車利用者及び同乗幼児におけるヘルメット着用の働きかけの強化

・市内小学校において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう、交通安全教室等を着実に開催し、交通安全の意識を推進していく。

・教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施する。

・安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施する。

〖スケジュール〗

・計画策定時より周知・広報活動は適宜実施する。

図 3-10　交通安全教育の様子（2020 年６月９日　柏小学校４年生）

交通安全教室は、毎年１～２年生を４～5月中旬、それ以降に３～６年生を対象に実施しています。

1年生	横断歩道と信号機の役割、ストップライン・マークについて
2年生	自転車の点検の仕方、ヘルメットの意味、自転車の安全な乗り方
3年生	１･2年生の復習、自転車の点検の仕方、ヘルメットの意味、自転車の安全な乗り方
4年生	3年生の復習、自転車の点検の仕方、ヘルメットの意味、自転車の安全な乗り方
5年生	4年生の復習、交通マナーについて考える、身近な危険について、自転車の危険性とマナー
6年生	5年生の復習、総合的な交通安全を考える、交通ルールの意味、自転車の危険性とマナー交通

-

■主要施策の取組みイメージ図

・4 つの目標について、主要施策に関する取組みイメージを以下の通り設定。

・目標 1、目標 4 を本計画の下支えとなる「自転車利用基盤の確保」に関する施策、目標 2、目標 3 を更なる「自転車の活用」に関する施策とし、各目標を階層的に推進。

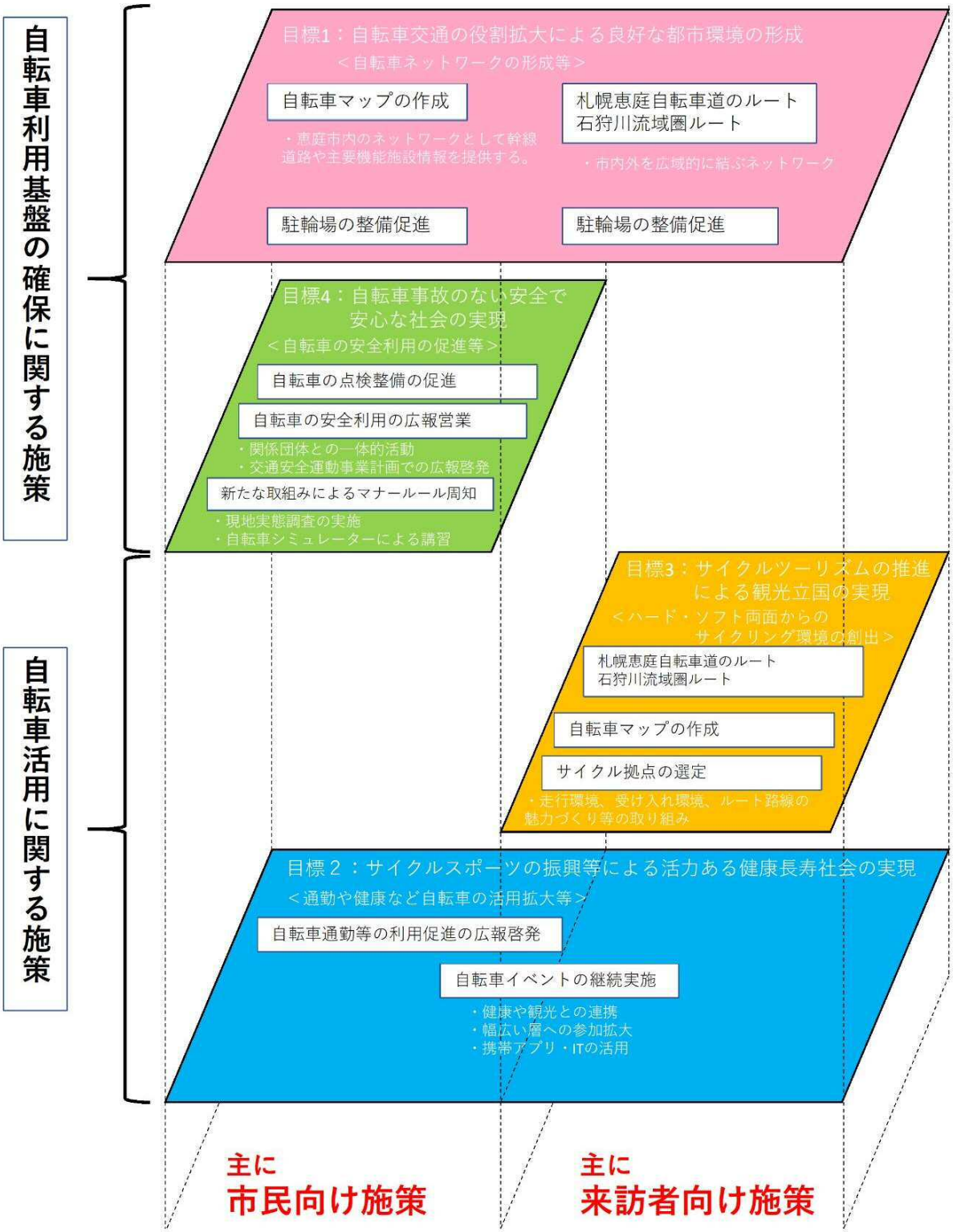

-

自転車利用目的と活用範囲による主要施策の分類

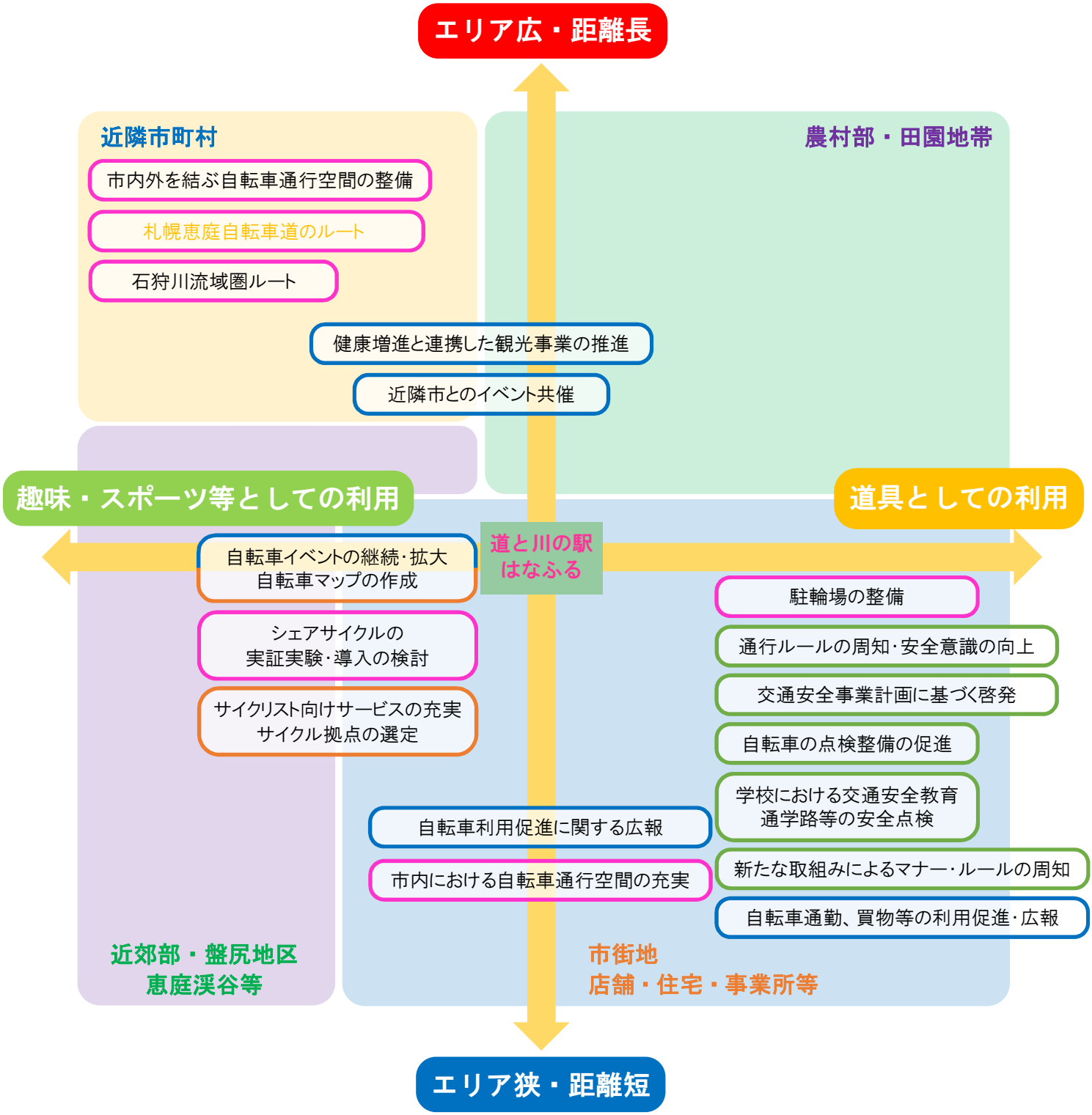

-

第4章　計画の推進に向けて

４－１　計画の推進に向けた基本的な考え方

計画を推進していくにあたり、図4-1 のようなPDCA サイクルを目指していきます。

計画期間内に各取り組み内容を実行し、次年度以降のフォローアップ協議会で評価した上で、必要に応じて計画の見直しや法令等関係する計画の動向に合わせて柔軟に見直します。

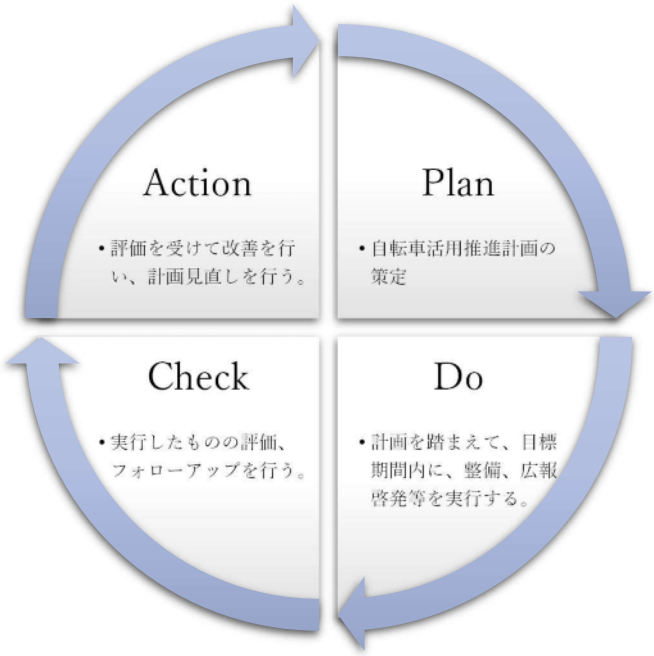

図 4-1　計画推進のための PDCA サイクル

４－２　計画の推進体制

（１）計画の推進体制

計画を策定するにあたり設置された協議会を継続して、有識者の意見等のフォローアップ協議会を実施します。

また、期間としては2022年度に1回/年を、2023年度以降は、１回/２年程度の頻度で実施して継続的に計画を推進していきます。

-

（２）施策を担う所管

施策を担う主な所管は以下のとおり。

施策の体系		施策を担う主な所管
目標１　自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成		
	施策１　自転車通行空間の計画的な整備推進	
	①自転車ネットワーク計画の策定	国、北海道、恵庭市（企画振興部、建設部）他
	②自転車通行空間の整備	国、北海道、恵庭市（建設部）
	③自転車マップの作成	恵庭市（企画振興部、経済部）
	④自転車利用促進に関する広報啓発	恵庭市（企画振興部、生活環境部）
	施策２　シェアサイクルの普及促進	
	①シェアサイクルの普及促進	恵庭市（経済部）、恵庭観光協会
	施策３　地域ニーズに応じた駐輪場の整備推進	
	①ニーズに対応した駐輪場の整備	恵庭市（生活環境部）
	施策４　まちづくりと連携した総合的な取組の実施	
	①まちづくりと連携した自転車施策の推進	恵庭市（企画振興部）
目標２　サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現		
	施策１　自転車を活用した健康づくりの推進	
	①健康増進と連携した観光事業の促進	恵庭市（企画振興部、保健福祉部、経済部） サイクルフェスタ・恵庭運営協議会
	施策２　自転車通勤等の推進	
	①自転車通勤の広報啓発	恵庭市（企画振興部、生活環境部）
目標３　サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現		
	施策１　世界に誇るサイクリング環境の創出	
	①官民連携による先進的なサイクリング環境の整備	国、北海道 恵庭市（企画振興部、建設部、経済部）
	②広域的なサイクリングロードの整備	
	③サイクリスト受入れサービスの充実の要請	
目標４　自転車事故のない安全で安心な社会の実現		
	施策１　自転車の点検整備の促進	
	①より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発	恵庭市（生活環境部）
	施策２　自転車の安全利用の促進	
	①自転車安全利用五原則の活用等による通行ルールの周知	北海道（警察） 恵庭市（生活環境部）
	②交通安全意識の向上を図る広報活動	
	③ヘルメット着用の広報啓発	
	④地域交通安全活動推進委員会等による指導啓発活動の推進	
	施策３　学校における交通安全教育の推進	
	①交通安全教室の開催	北海道（警察） 恵庭市（生活環境部）
	②通学路周辺の安全点検の実施	

図４－２　施策を担う主な所管

４－３　法令等の動向に合わせた計画の見直し

今後も社会情勢やニーズにあわせ、自転車に関連する法令改正などが生じる可能性があるため、動向を注視し、必要に応じて計画内容を見直します。

-

作成　2022 年 4 月

編集・発行

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

〒061-1498　恵庭市京町 1 番地

電　話　0123-33-3131

Ｆａｘ　0123-33-3137

e-mail　machi@city.eniwa.hokkaido.jp

改訂履歴

初　版　令和４年４月　　初版発行

第２版　令和６年３月　　部分改定